

2018年5月11日

ISBRA2018 京都大会「日本の基本法を巡る国際シンポジウム」ご賛助のお願い

拝啓、新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素よりアルコール依存症の治療と回復支援、アルコール医学生物学に関する基礎研究、アルコールによる健康障害問題の対策にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、かねてご承知の通り、本年9月9日（日）から13日（木）にかけて、国立京都国際会館にて、第19回国際アルコール医学生物学会（International Society for Biomedical Research on Alcoholism : ISBRA）総会が久里浜医療センターの樋口進先生を会長として開催されます。ISBRAは世界各国に多数の会員を擁し、アルコール依存症およびアルコールに関連した生物医学的現象のあらゆる側面について国際的な叡智を結集することを使命とした学会で、2年に一度の総会がこのたび我が国で開催されることには大きな意義があります。

また今年度のISBRAは、第53回日本アルコール・アディクション医学会学術総会《会長：三重大学教授 竹井謙之先生》および第40回日本アルコール関連問題学会《会長：ひがし布施クリニック院長 辻本土郎先生》と合同で開催され、多くの参加者が見込まれます。

おりしも我が国ではアルコール健康障害対策基本法が制定され、基本法の理念に基づいて、厚生労働省および各都道府県において、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定とその実施が進んでいるところです。

そこで私どもは本年のISBRA京都総会において、我が国のアルコール健康障害対策を国際的な視野のもとに展望し、さらなる対策の進展と効果的な実現のために必要な課題を考察する『基本法』国際シンポジウムを企画いたしました。そのプログラムの概略は次頁表1の通りです。このシンポジウムには樋口会長のご理解をいただき、通常1枠90分のところを2枠分確保いただいています。日本から3名のシンポジストが日本の基本法をめぐる話題を紹介し、海外からの演者としてWHOから1名、米国から2名、英国、タイからそれぞれ1名の以上5名の方々に話題提供を頂きます。

シンポジウムにおける討議の内容としては、世界各国のアルコール健康障害対策の実態、国際比較から見た日本の対策の特徴、その特徴を踏まえ、我が国において今後重点的に取り組むべき課題、課題実現のための対策などを予定しています。

また、このシンポジウムでは現場で医療・支援に携わっておられる方々のご参集と討論への参加を促すべく、同時通訳を手配して言語の壁をなくします。

さらに、このシンポジウムを今後の対策推進に資するために、報告書を作成して関係諸機関（国及び都道府県の行政担当部局、関係者会議および都道府県の推進計画策定委員）にお配りすることも計画しております。これによって、このシンポジウムに参加されなかった行政担当者や関係

者の皆さまにも地域での推進計画策定とその実施に役立てて頂きたいと考えております。

以上のように、このシンポジウムは単に国際学会の一セッションにとどまらず、今後のわが国のアルコール対策のグランドデザインを確立するための歴史的なチャンスであります。関係者一同、このチャンスを存分に活かすべく、継続的な活動を展開していく決意でおります。

このシンポジウムを実施するにあたり、ISBRA 総会本体の運営とは別に、海外からの演者招聘、同時通訳の手配、報告書作成などに経費が必要です。私共はアルコール業界からの寄付に頼らず、まずはシンポジウム企画者側の自助努力によって資金調達を行っております。

しかしながらその力にも限界があり、なお若干の資金積み上げが必要な情勢でございます。ここにおいて、アルコール健康障害の対策に関して志を同じくする皆様がたに若干の浄財ご賛助をお願いいたしたく、このようなご案内をお送りした次第です。

厳しい経済環境のなか、まことに恐縮に存じますが、現在のところ**目標金額 371 万円**に対して、**125 万円調達のめど**がついております。**残る 241 万円**につきまして、個人、専門医療機関からのご賛助をお願いいたしたく存じます。一口一万円と考えまして、個人の皆さまには一口以上、医療機関等の皆さまには五口以上のご賛助をご検討いただきたく存じます。なお、もしも目標額を超えて寄金が集まりましたら、ISBRA 本体の寄金に回したいと考えています。

御賛同いただけましたら、ISBRA2018「基本法国際シンポジウム賛助金申込書」に必要事項をご記入の上、口座に賛助金をお振込み頂きたいと思っております。銀行に振り込まれましたら、ISBRA のコングレ(星野様)より実行委員会事務局(猪野亜朗)に連絡が入りますので、猪野亜朗より領収書と御礼の文書をお送りいたします。

ご賛助いただいた皆様のご芳名およびご所属機関は、シンポジウム当日スライドにてご紹介いたします。また、シンポジウム終了後に決算して収支を含めた報告書をお送りいたします。

実行委員会といたしましては、ご賛助いただくからには社会的責任の重いことを自覚し、このシンポジウムを必ず我が国の今後のアルコール健康障害対策に資するものとすべく、最大限の努力をいたします。

重ねてのお願いになりますが、ご協力のほどを御検討いただきたく存じます。

末筆になりましたが、皆様の益々のご発展を心からお祈り申し上げます。

敬具

「基本法」国際シンポジウム実行委員会

廣中直行(委員長)

猪野亜朗[事務局担当]、橋本望[事務局担当]

岩原千絵、奥田宏、後藤恵、堀井茂男、松下年子、吉本尚(五十音順)

樋口進[スーパーバイザー]

(参考) ISBRA「日本の基本法を巡る国際シンポジウム」概要

表題「International comparison of prevention policy against alcoholic health damage – In reference to Japanese Basic Law」

日程：9月10日（月） 午後の3時間 2枠を予定

会場：京都国際会館

司会： 廣中直行（研究博士・精神薬理：LSIメディエンス）
後藤恵 （医師・精神科：成増厚生病院）

シンポジスト：

1. 日本の基本法成立過程と基本法の意義と今後の課題について
猪野亜朗（医師・精神科：かすみがうらクリニック）
2. 基本法下でのアルコール健康障害への一般医の役割
吉本尚 （医師・総合診療科：筑波大学総合診療部）
3. 基本法下でのアルコール健康障害への精神科医の役割
岩原千絵（医師・精神科：久里浜医療センター）
4. Dr. Vladimir Poznyak
（医師・精神科：世界保健機関《WHO》物質乱用管理部門統括、スイス）
5. Dr. Kenneth Warren
（研究博士：米国国立アルコール乱用及びアルコール依存研究機構《NIAAA》、アメリカ）
6. Dr. Thomas F. Babor
（研究博士：コネチカット大学コミュニティ医学部門、アメリカ）
7. Dr. Sawitri Assanangkornchai
（医師・精神科：プリンス・オブ・ソクラー大学医学部、タイ）
8. Dr. Irene Guerrini
（医師・精神科：モーズレイ病院&キングズ・カレッジ・オブ・ロンドン、イギリス）

「基本法」国際シンポジウム実行委員会事務局
住所：〒510-0001 三重県四日市市八田一丁目 13-17
かすみがうらクリニック
電話番号：059-332-2277
メールアドレス；aroino@yk.commuja.jp